

(その1)

# 収支報告書 (令和 3 年分)

(ふりがな)

(じゅうみんしゅうとうちばけんだいじゅういちせんきょくしふ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県第十一選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県茂原市木崎284-10
- 3 代表者の氏名 森 英介
- 4 会計責任者の氏名 坂本 一二三

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先  
(担当者) 坂本 一二三  
(電話) 0475-26-0200

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 ( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>森 英介</u>
公職の種類 <u>衆議院議員</u> ( 現職 )



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

139560  
5/30

(定)内郵資(国)全領(印)  
解後(密)心(県)N過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
M		1/2	S		

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	51	298	666	
① (前年からの繰越額) .....	1	054	558	
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	50	244	108	
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....	45	772	664	
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2)) .....	5	526	002	

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A .....			94	000
員 数 .....				53

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		十億	百万	千	円	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	/		2	260	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特定 寄 附 ]				0		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	/		7	809	100	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	/		11	580	000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	/		21	649	100	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]				0		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附				0		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	/		21	649	100	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党本部			200	000	R3. 2. 24	東京都千代田区永田町1-11-23	
〃			2	000	R3. 4. 28	〃	
〃			2	000	R3. 6. 8	〃	
〃			2	000	R3. 7. 30	〃	
〃			15	000	R3. 10. 15	〃	
〃			2	000	R3. 10. 29	〃	
〃			2	000	R3. 12. 10	〃	
〃			2	000	R3. 12. 24	〃	
自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部			100	000	R3. 10. 19	千葉市美浜区高洲1-9-7-2	
自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部			100	000	R3. 10. 20	八千代市大和田新田310	
自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部			100	000	R3. 10. 19	千葉市中央区新田町14-5 大野ビル101	
自由民主党千葉県支部連合会			291	000	R3. 3. 31	千葉市中央区市場町1-13	
〃			600	000	R3. 10. 18	〃	
自由民主党千葉県富津市第一支部			10	000	R3. 10. 21	富津市数馬421-	
自由民主党千葉県袖ヶ浦市第二支部			10	000	R3. 10. 21	袖ヶ浦市横田413-9	
こ の 頁 の 小 計			28	411			
合 計							F





(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
関 政幸			100,000		R3. 10. 18	千葉県緑区おゆみ野3-7-2-605	弁護士	
吉田 巖			100,000		R3. 10. 18	いすみ市岩船1043	無職	
酒井 秀光			100,000		R3. 10. 19	茂原市町保22-30	会社役員	
林 成吉			100,000		R3. 10. 19	大網白里市駒込438-9 大網ハイツA-1105	自営業	
畔蒜 毅			300,000			山武郡横芝光町木戸1220	会社役員	
(内訳)			100,000		R3. 10. 18			
			200,000		R3. 11. 1			
この頁の小計			700,000					
その他の寄附			1,560,000					→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			2,260,000					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
	十億	百万	千	円					
三和産業(株)		1	000	000	R3. 10. 19	勝浦市墨名820	小高 芳宗		
(有)藤代福松商店			300	000	R3. 10. 21	鴨川市貝渚2934	藤代 茂和		
ナイスポークチバ推進協議会			100	000	R3. 10. 19	千葉市中央区新宿1-2-3K&T千葉ビル3	青柳 耕一		
山本建設(株)			100	000	R3. 10. 19	夷隅郡大多喜町中野281	山本 茂		
(株)三枝組			100	000	R3. 10. 19	茂原市茂原1310	三枝 輝久		
千葉港運倉庫(株)		✓	689	600		市原市八幡海岸通8	永井 隆介		
(内訳)			500	000	R3. 10. 19				
			189	600	R3. 12. 1				
白石管工事(株)			100	000	R3. 10. 19	長生郡一宮町一宮4287-6	白石 健司		
(株)青柳建設			1	000	000	R3. 10. 18	山武郡横芝光町横芝2095-1	青柳 誠	
(株)青柳ビルディング			1	000	000	R3. 10. 18	山武郡横芝光町横芝2095-1	青柳 誠	
日本電機(株)		✓	600	000		東京都大田区矢口3-2-1	倉持 康壽		
(内訳)			300	000	R3. 10. 20				
			300	000	R3. 11. 5				
千葉港運倉庫(株) ✓			269	500	R3. 6. 1 ✓	市原市八幡海岸通8 ✓	永井 隆介	自動車無償提供	
この頁の小計		✓	5	259	100				
その他の寄附			2	550	000			→ ※ 下記注意(2)参照。	
合 計		✓	7	809	100			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

## (その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)			寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万 千 円				
動態政経研究会		7,700,000		東京都港区赤坂6-9-5	森 英介	
内訳		2,000,000	R3. 1. 4			
		1,200,000	R3. 3. 1			
		1,500,000	R3. 3. 23			
		2,000,000	R3. 6. 22			
		1,000,000	R3. 9. 22			
千葉県医師連盟		500,000	R3. 10. 20	千葉市中央区千葉港4-1	入江 康文	
税理士による森英介後援会		100,000	R3. 10. 19	大網白里市仏島91	安藤 正義	
千葉県薬剤師連盟		100,000	R3. 10. 23	千葉市中央区問屋町9-2	杉浦 邦夫	
日本柔道整復師連盟		200,000	R3. 10. 17	東京都台東区上野公園16-9	工藤 鉄男	
千葉県柔道整復師連盟		100,000	R3. 10. 17	千葉市中央区末広3-21-6	木村 光雄	
千葉県宅建政治連盟		100,000	R3. 9. 28	千葉市中央区中央港1-17-3	岡本 修	
千葉県宅建政治連盟 九十九里支部		200,000	R3. 10. 8	大網白里市駒込1203-1	高山 勇	
千葉司法書士政治連盟		100,000	R3. 10. 19	千葉市美浜区幸町2-2-1	風間 将美	
全国ビルメンテナンス政治連盟		1,000,000	R3. 10. 19	東京都荒川区西日暮里5-12-5	木下 雅俊	
この頁の小計		10,100,000				
その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。





(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経常経費									
	(1) 人件費		12,305	062						
	(2) 光熱水費		346	651	/					
	(3) 備品・消耗品費		1,601	870	/					
	(4) 事務所費		5,421	293	/					
	小計 ((1)~(4))		19,674	876	/					
2	政治活動費									
	(1) 組織活動費		547	000	/					
	(2) 選挙関係費		5,830	000	/					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		5,935	288	/					
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費			0						
	イ 宣伝事業費		5,935	288	/					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			0						
	エ その他の事業費			0						
	(4) 調査研究費			0						
	(5) 寄附・交付金		13,516	000	/	13,516	000	/		
	(6) その他の経費			269,500	/					
	小計 ((1)~(6))		26,097	788	/				うち本部・支部間の交付金合計	13516000
	合計		45,772	664	/				←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		不要	
		※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円 円				
電気代			31,563	R3. 1. 19	東京電力エナジーパートナー(株)千葉業務センター	松戸市小金原1-19-2	
〃			47,178	R3. 2. 17	〃	〃	
〃			40,941	R3. 3. 19	〃	〃	
〃			20,628	R3. 4. 20	〃	〃	
〃			10,636	R3. 5. 20	〃	〃	
〃			11,132	R3. 6. 18	〃	〃	
〃			15,323	R3. 7. 19	〃	〃	
〃			22,757	R3. 8. 19	〃	〃	
〃			24,596	R3. 9. 17	〃	〃	
〃			16,702	R3. 10. 19	〃	〃	
〃			35,314	R3. 11. 18	〃	〃	
〃			21,118	R3. 12. 17	〃	〃	
この頁の小計			297,888				
その他の支出			48,763				
合計			346,651				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
備品費			19,800	R3. 10. 16	カインズ茂原店	茂原市腰当653-1	
印刷代			35,200	R3. 4. 30	(株)マックス	茂原市小林1976-2	
〃			138,600	R3. 4. 30	豊文堂	茂原市早野1143	
ガソリン代			380,391	R3. 4. 30	千葉石油(株)	茂原市茂原185	
〃			189,210	R3. 7. 21	〃	〃	
〃			391,143	R3. 11. 18	〃	〃	
〃			80,380	R3. 12. 24	〃	〃	
バッテリー充電代			18,700	R3. 12. 24	〃	〃	
消耗品費			14,094	R3. 2. 20	渡邊紙店	東金市東金1396	
〃			13,134	R3. 10. 12	DCMホームマック茂原店	茂原市木崎2279	
コピー機カウンター料			17,358	R3. 4. 20	リコージャパン(株)	新潟県新潟市東区下木戸1-18-30 3F	
この頁の小計			1,298,010	✓			
その他の支出			303,860				
合計			1,601,870	✓			

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
家賃			300,000	R3. 1. 25	(有)悠々社	茂原市木崎284-10	
〃			600,000	R3. 3. 25	〃	〃	
〃		2,	400,000	R3. 11. 29	〃	〃	
〃			300,000	R3. 12. 24	〃	〃	
污水管清掃作業			14,850	R3. 11. 18	(有)石田水道工事店	茂原市小林2941-18	
通信費			14,020	R3. 3. 1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
〃			16,002	R3. 4. 30	〃	〃	
〃			58,033	R3. 4. 30	〃	〃	
〃			12,551	R3. 5. 31	〃	〃	
〃			14,105	R3. 6. 30	〃	〃	
〃			13,030	R3. 8. 2	〃	〃	
〃			10,209	R3. 8. 31	〃	〃	
			24,902	R3. 9. 30	〃	〃	
この頁の小計			3,777,702				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
通信費			10,137	R3.11.1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
〃			18,324	R3.11.1	〃	〃	
〃			18,458	R3.11.30	〃	〃	
郵便代			199,836	R3.10.23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃			404,271	R3.10.26	〃	〃	
〃			57,771	R3.10.27	〃	〃	
NHK受信料			13,650	R3.12.27	NHK千葉放送局	千葉市中央区千葉港5-1	
セキュリティーシステム利用料			22,000	R3.4.30	(株)全日警	東京都中央区日本橋浜町1-1-12	
〃			22,000	R3.4.30	〃	〃	
〃			22,000	R3.4.30	〃	〃	
〃 ・警備用カード			24,200	R3.7.21	〃	〃	
セキュリティーシステム利用料			22,000	R3.7.21	〃	〃	
〃			22,000	R3.7.21	〃	〃	
この頁の小計			856,647				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
セキュリティーシステム利用料			22,000	R3. 7. 21	(株)全日警	東京都中央区日本橋浜町1-1-12	
〃			44,000	R3. 10. 20	〃	〃	
〃			44,000	R3. 11. 18	〃	〃	
〃			22,000	R3. 12. 24	〃	〃	
雑費			19,800	R3. 4. 20	秋田商会(株)	茂原市東部台4-1990-88	
登録政治資金監査人			99,790	R3. 11. 18	池畑守税理士事務所	東京都杉並区高円寺南4-5-5河村ビル2F	
この頁の小計			251,590	✓			
その他の支出			535,354				
合計			5,421,293	✓			

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 組織活動費 )	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				6,500				
合計				6,500				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 渉外費 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
会費	十億	百万	千 20,000	円	R3. 12. 8	自由民主党千葉県銚子市東庄町第一支部	銚子市西芝町13-20	
この頁の小計			20,000					
その他の支出			51,200					
合計			71,200					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 交際費 )	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出			400	000				
合計			400	000				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 行事費 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借り上げ代	十億	百万	千	円	R3. 6. 4	一般財団法人千葉県観光公社国民民宿舎サンライズ九十九里	九十九里町真亀4908	
〃			46	200	R3. 11. 18	〃	〃	
この頁の小計			69	300				
その他の支出				0				
合計			69	300				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(選挙対策費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
政見放送ビデオ制作費	十億	百万	千	円	R3.10.19	千葉テレビ放送(株)	千葉市中央区都町1-1-25	
			830	000				
この頁の小計			830	000				
その他の支出				0				
合計			830	000				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (公認推薦料)
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
候補者の選挙活動資金 /	十億 百万 千 円 5,000,000 /	R3.10.15 /	森 英介 /	東京都目黒区中町2-15-3 /			
この頁の小計	5,000,000 /						
その他の支出	0						
合計	5,000,000 /						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝事業費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
広報版材料費	十億	百万	千 15,965	円	R3. 6. 7	カインズホーム茂原店	茂原市腰当653-1	
〃			1,136	493	R3. 6. 25	(株) けやき舎	東京都府中市住吉町4-30-1森田ハイツ101	
印刷代			2,763	330	R3. 11. 18	〃	〃	
広報版材料費			112	200	R3. 1. 25	(株) トモエ	東京都足立区南花畑2-22-17	
〃			330	000	R3. 6. 25	〃	〃	
〃			66	000	R3. 11. 18	〃	〃	
印刷代			63	800	R3. 4. 30	(株) マックス	茂原市小林1976-2	
〃			85	800	R3. 4. 30	〃	〃	
〃			13	200	R3. 4. 30	〃	〃	
〃			111	400	R3. 11. 18	〃	〃	
広報版材料費			138	600	R3. 5. 11	(株) 安井工務店	勝浦市松部1612-16	
〃			950	000	R3. 8. 31	〃	〃	
〃			148	500	R3. 11. 18	〃	〃	
この頁の小計			5,935	288				
その他の支出				0				
合計			5,935	288				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(寄附・交付金)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
交付金	十億	百万	千	円	R3.3.2.	自由民主党九十九里町支部	九十九里町粟生977	
〃			100	000	R3.3.2.	自由民主党勝浦市支部	勝浦市墨名732	
〃			100	000	R3.3.2.	自由民主党大網白里市支部	大網白里市清名幸谷2245	
〃			50	000	R3.3.2.	自由民主党山武市山武支部	山武市木原2054-2	
〃			50	000	R3.3.2.	自由民主党山武市成東支部	山武市津辺207	
〃			100	000	R3.3.2.	自由民主党東金市支部	東金市田間1-12-12	
〃			50	000	R3.3.2.	自由民主党松尾町支部	山武市松尾町谷津412	
〃			100	000	R3.3.2.	自由民主党いすみ市支部	いすみ市大原8654	
〃			100	000	R3.3.2.	自由民主党茂原市支部	茂原市下太田194-4	
〃			50	000	R3.3.2.	自由民主党山武市蓮沼支部	山武市蓮沼口3040	
〃			50	000	R3.3.2.	自由民主党大多喜町支部	大多喜町泉水683-2	
〃			50	000	R3.3.2.	自由民主党御宿町支部	御宿町岩和田1010	
〃			50	000	R3.3.2.	自由民主党横芝光町横芝支部	横芝光町横芝1490-75	
この頁の小計			900	000				
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(寄附・交付金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	)	備考
交付金	十億	百万	千	円	R3.3.2	自由民主党睦沢町支部	睦沢町佐貫3346
〃			50	000	R3.3.2	自由民主党一宮町支部	一宮町東浪見2510
〃			70	000	R3.3.2	自由民主党長南町支部	長南町須田282
〃			50	000	R3.3.2	自由民主党芝山支部	芝山町大台2535-7
〃			50	000	R3.3.2	自由民主党長柄町支部	長柄町大庭563
〃			50	000	R3.3.2	自由民主党長生村支部	長生村鷺156
〃			50	000	R3.3.2	自由民主党白子町支部	白子町中里4793-10
寄附金			100	000	R3.3.5	自由民主党千葉市緑区第一支部	千葉市緑区あすみが丘3-51-10
交付金			300	000	R3.10.18	自由民主党九十九里町支部	九十九里町粟生977
〃			300	000	R3.10.18	自由民主党大多喜町支部	大多喜町泉水683-2
〃			300	000	R3.10.18	自由民主党山武市山武支部	山武市木原2054-2
〃			300	000	R3.10.18	自由民主党御宿町支部	御宿町岩和田1010
〃			300	000	R3.10.18	自由民主党山武市成東支部	山武市津辺207
この頁の小計			1,970	000			
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(寄附・交付金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	十億	百万	千	円	R3. 10. 18	自由民主党松尾町支部	山武市松尾町谷津412
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党横芝光町横芝支部	横芝光町横芝1490-75
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党睦沢町支部	睦沢町佐貫3346
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党一宮町支部	一宮町東浪見2510
〃			200	000	R3. 10. 18	自由民主党山武市蓮沼支部	山武市蓮沼口3040
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党白子町支部	白子町中里4793-10
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党長南町支部	長南町須田282
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党芝山支部	芝山町大台2535-7
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党長柄町支部	長柄町大庭563
〃			300	000	R3. 10. 18	自由民主党長生村支部	長生村鷺156
〃			500	000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県山武市山武郡第二支部	山武市松尾町田越756-3
〃			500	000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県大網白里市第一支部	大網白里市大網155 つばさビル1F
〃			500	000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県いすみ市第一支部	いすみ市大原8654
この頁の小計			4,400	000			
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(寄附・交付金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	十億	百万	千	円	R3. 10. 18	自由民主党千葉県山武郡第一支部	横芝光町横芝515
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県茂原市第一支部	茂原市早野1720
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県東金市第一支部	東金市田間1-12-12
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県勝浦市・夷隅郡第一支部	勝浦市墨名732
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党千葉県長生郡第二支部	白子町剃金2704-2
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党大網白里市支部	大網白里市清名幸谷2245
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党東金市支部	東金市田間1-12-12
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党いすみ市支部	いすみ市大原8654
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党勝浦市支部	勝浦市墨名732
"			500	000	R3. 10. 18	自由民主党茂原市支部	茂原市下太田194-4
"		1	246	000	R3. 12. 10	自由民主党千葉県支部連合会	千葉市中央区市場町2-13
この頁の小計			6,246	000			
その他の支出				0			
合計			13,516	000			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (その他の経費)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	十億	百万	千	円	R3.6.1 <	千葉港運倉庫(株)	市原市八幡海岸通8番地	自動車無償提供
			269	500				
この頁の小計			269	500	<			
その他の支出				0				
合計			269	500	<			

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。







(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
交付金			500,000		R3.10.18	自由民主党東金市支部	東金市田間1-12-12	
〃			500,000		R3.10.18	自由民主党いすみ市支部	いすみ市大原8654	
〃			500,000		R3.10.18	自由民主党勝浦市支部	勝浦市墨名732	
〃			500,000		R3.10.18	自由民主党茂原市支部	茂原市下太田194-4	
〃		1,	246,000		R3.12.10	自由民主党千葉県支部連合会	千葉市中央区市場町2-13	
この頁の小計			3,246,000					
合 計			13,516,000					

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

全団体必要

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無				
資 産 等 の 項 目 別 区 分		有	無	備 考
ア	土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ	建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ	取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ	預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ	金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ	有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク	出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 注意(1)すべての団体が提出するものであること。  
 (2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。  
 (3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要



(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考		
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託			<input type="checkbox"/> キ 有価証券	<input type="checkbox"/> ク 出資
摘要	金額				年月日	備考			
	十億	百万	千	円					
森 英介		6	450	000					
この頁の小計		6	450	000					
合 計		6	450	000					

注意 (1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 18 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第十一選挙区支部

会計責任者の氏名 坂本 一二三



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)


※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

## 政治資金監査報告書

令和4年5月6日

自由民主党千葉県第十一選挙区支部  
代表 森 英介 殿

登録政治資金監査人   
登録番号 第 3207 号  
研修終了年月日 平成21年12月17日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第十一選挙区支部（国会議員関係政治団体名）の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると私が判断したことにより、登録政治資金監査の事務所（東京都杉並区高円寺南4丁目5番地5号）において行った。なお、私は、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認している。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

自由民主党千葉県第十一選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県第十一選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以 上